

第6部 注射

点数改定

各注射実施料の点数が引き上げられました。(略)

硝子体内注射

未熟児加算が新設されました。

注 未熟児に対して行った場合には、未熟児加算として、600点を所定点数に加算する。

出生時体重が2,500g未満の新生児に対し、出生後90日以内に行われた場合に算定できます。

130703070 未熟児加算（硝子体内注射） 600点

生物学的製剤注射加算

算定対象注射薬に乾燥ヘモフィルスb型ワクチンが追加されました。

バイオ後続品導入初期加算

対象患者に入院中の患者以外の患者へ拡大されました。

外来化学療法加算

算定要件が追加されました。

埋込型カテーテルによる中心静脈注射

算定要件の見直されました。

無菌製剤処理料

無菌製剤処理料1の対象患者に脳脊髄腔注射が追加されました。